

秋田県における住宅確保要配慮者居住支援法人指定基準

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19 年法律第 112 号。以下「法」という。）第 59 条の規定に基づく住宅確保要配慮者居住支援法人の指定に係る基準は次のとおりとする。

第 1 支援業務の実施に関する計画の基準（法第 59 条第 1 項第 1 号関係）

指定を受けようとする法人は、次の各号の全てに適合するものであること。

- (1) 支援業務を行うのに必要な組織体制、人員体制が整っていること。
- (2) 支援業務の内容、実施方法が適切であること。
- (3) 支援業務を行う区域が定められており、その内容が適切であること。
- (4) 支援業務の対象となる住宅確保要配慮者の範囲が定められており、その内容が特定のものにつき不当に差別的な取扱いを行わないものであること。
- (5) 支援業務に関する相談又は苦情等に応ずるための体制が整備されていること。
- (6) 支援業務の対価が内容に照らして、不当に高額にならない金額であること。
- (7) 地方公共団体との連携及び他の居住支援の関係者との連携体制が整備されていること。
- (8) 支援業務に係る人材育成が適切であること。
- (9) 業務上知り得た個人情報について、適切な情報管理の措置がなされていること。

第 2 経理的及び技術的な基礎に関する基準（法第 59 条第 1 項第 2 号関係）

指定を受けようとする法人は、次の各号の全てに適合するものであること。

- (1) 事業に必要な自主財源を有していること。
- (2) 法人として債務超過の状態にないこと。
- (3) 法第 62 条各号のうち、行おうとしている支援業務について、過去に 3 年以上の実績があること。ただし、市町村長から推薦（指定を受けようとする区域が複数の市町村にわたる場合は、当該区域内の半数以上の市町村長から推薦）された者については、行おうとしている支援業務について、過去に 1 年以上の実績がある場合は、この限りではない。

第 3 役員又は職員の構成に関する基準（法第 59 条第 1 項第 4 号関係）

指定を受けようとする法人の役員又は職員は、次の各号に該当しないものであること。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 拘禁刑以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過しない者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（次号において「暴力団員等」という。）
- (5) 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- (6) 法第 70 条第 1 項又は第 2 項の規定により指定を取り消され、その取消の日前 30 日以内に当該法人の役員であった者で当該取消の日から起算して 2 年を経過しない者

- (7) 刑法、貸金業法又は暴力行為等の処罰に関する法律の罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- (8) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が前各号のいずれか該当するもの

第4 支援業務の公正な実施に関する基準（法第59条第1項第5号関係）

指定を受けようとする法人は、次の各号の全てに適合すること。

- (1) 支援業務以外の業務を行っている場合には、支援業務と支援業務以外の業務を行う体制が区分されていること。
- (2) 支援業務以外の業務を行っている場合には、支援業務に係る経理と支援業務以外の業務に係る経理を区分して整理されていること。
- (3) 支援業務以外の業務を行っている場合には、利益相反関係となるおそれのある他の業務を実施する組織との間に、適切な分離がなされていること。

第5 その他の基準（法第59条第1項第6号関係）

- 1 定款等において支援業務を実施するために必要な記載がなされていること。
- 2 支援業務実施のための意思決定がなされていること。
- 3 法令遵守のために必要な組織体制、内部規則等が適切に整備されていること。
- 4 指定を受けようとする法人は、次の各号に該当しないものであること。

- (1) 法第70条第1項又は第2項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過しない法人
- (2) 宗教活動や政治活動を目的とした法人

附 則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和7年10月1日から施行する。